廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年岡山県規則第 61 号）抜粋

第４節 県外から搬入される産業廃棄物

第 20 条　県外に事業場を有し、当該事業場から生じた産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含み、法第 15 条の４の２第１項又は法第 15 条の４の３第１項の規定による環境大臣の認定に係るもの、再生利用個別指定に係るもの及び知事が指定したものを除く。以下この条において同じ。）を県内（岡山市及び倉敷市の区域を除く。以下この条において同じ。）で処分しようとする事業者（中間処理業者を含む。以下この条において「県外事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した県内搬入処分事前協議書（以下「事前協議書」という。）を、あらかじめ知事に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 県内に搬入する産業廃棄物の種類

(2) 県内に搬入する当該産業廃棄物の量

(3) 県内に搬入する期間

(4) 当該産業廃棄物を排出する施設

(5) 当該産業廃棄物を処理する処理業者

２　事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 当該産業廃棄物の分析証明書（第９条第１項各号に掲げる事項の分析証明書とし、事前協議の日前６月以内（ダイオキシン類については１年以内）に、公共機関又は知事の指定する者が作成したものとする。）

(2) 当該産業廃棄物の排出工程図

(3) 当該産業廃棄物を処理する処理業者との契約書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

３　知事は、事前協議書の提出があつたときは、必要に応じて県外事業者の事業場の産業廃棄物を所管する関係公共団体の意見を求め、県内搬入の可否を県外事業者に通知するものとする。

４　県外事業者は、知事が県内搬入処分を認めた場合は、諸法令に定める手続を終了しなければ当該産業廃棄物を県内に搬入してはならない。

５　第１項の事前協議を行つた県外事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事と協議し、その承認を得なければならない。

(1) 第１項各号に掲げる事項（同項第１号に掲げる種類及び第２号に掲げる量が減少する場合並びに同項第３号に掲げる期間が短縮される場合を除く。）

(2) 当該産業廃棄物の排出に係る原材料、生産工程若しくは排出工程又は当該産業廃棄物の処分方法

６　第１項の承認は、第８項に規定する期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

７　第１項から第５項までの規定は、前項の承認の更新について準用する。

８　第１項の規定による承認又は第６項の規定による承認の更新の期間は、次の各号に掲げる県外事業者の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。

(1) 新たに第１項の規定による承認を得た県外事業者　２年

(2) 第１項の規定による承認を得た県外事業者（承認の期間が２年であるものに限る。）又は第６項の規定による承認の更新を受けた県外事業者であつて、当該承認の日又は直近の更新の日以降において、県内に搬入した産業廃棄物の処理につき、法令の違反があることを理由とした行政処分等を受けていないもの　５年

(3) 前２号に掲げる県外事業者以外の県外事業者　２年

９　県外事業者は、当該産業廃棄物の適正な処理に努め、その処理について知事の指導を受けたときは、直ちにその指導に従わなければならない。

県内搬入処分事前協議書の提出が不要な産業廃棄物の指定

◎岡山県告示第六百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する知事が指定する産業廃棄物を次のとおり定め、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年十二月十九日

（最終改正：令和八年九月十五日岡山県告示第三百九十二号（同年十月一日施行））

岡山県知事　伊 原 木　隆 太

規則第二十条第一項に規定する知事が指定する産業廃棄物は、次のいずれかに該当するものとする。

一　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号イ及びロ、第二号イからニまで並びに第三号に掲げる産業廃棄物をいう。）

二　汚泥、廃酸又は廃アルカリ（これらのうちペルフルオロ（オクタン－一－スルホン酸）若しくはその塩又はペルフルオロオクタン酸若しくはその塩を含む廃消火器及び廃消火薬剤に限る。）

三　廃プラスチック類又は金属くず（これらのうち廃タイヤに限る。）

四　廃石綿等